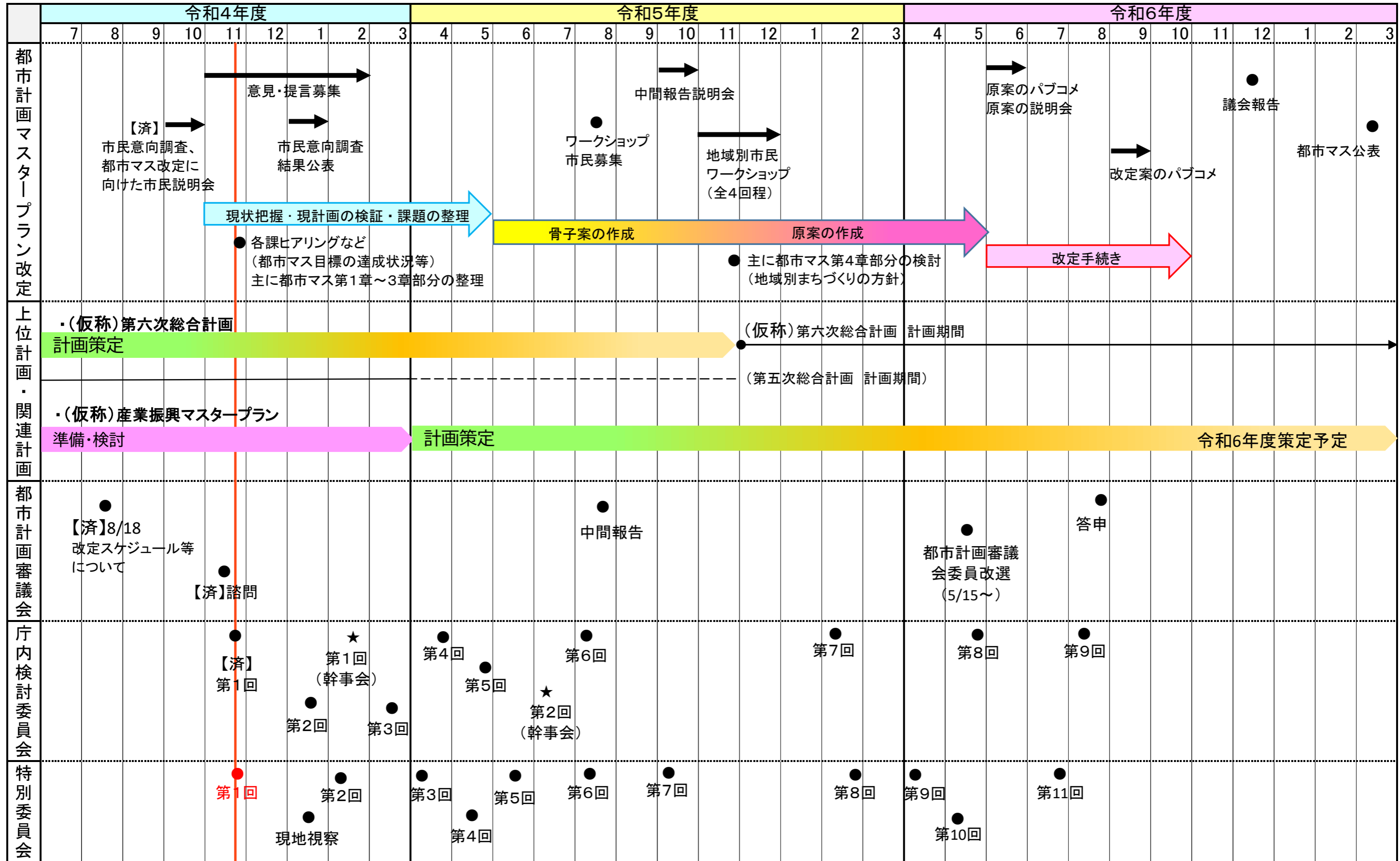


都市計画マスタープラン改定スケジュール(案)



※庁内検討委員会 関係課課長による庁内検討組織。

※特別委員会 都市計画審議会の特別委員会(庁外検討組織)。都市計画審議会委員の一部、街づくり審査会委員の一部、ニュータウン再生推進会議委員の一部から構成される。
 ※特別委員会については都市計画審議会運営規則第19条に基づく。